

文化審議会第17期文化政策部会（第2回）

令和元年11月7日

【高橋政策課長】 皆様、おはようございます。開会に先立ちまして、事務局から少しばかり確認事項などをお話しさせていただければと思います。資料はペーパーレスとしてございますので、お手元のタブレットで御覧いただければと思います。操作にお困りの点がございましたら、事務方まで挙手等で合図いただければ担当が参りますのでよろしくお願ひします。また、今回もこの会場と、こちらにテレビ会議システムがございしますが、京都の創生本部をつないでの開催としてございます。京都への本格移転を見据えた試行の一環ということで、御発言の際にはマイクを活用いただきますよう御協力をお願いします。

また、事務局の方に前回6月以降で人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。7月9日付けで森審議官が着任してございます。

【森審議官】 森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【高橋政策課長】 同じく7月9日付けで田村文化財第一課長が着任してございます。

【田村文化財第一課長】 田村と申します。よろしくお願ひいたします。

【高橋政策課長】 また、本日の会議には大橋委員、キャンベル委員、日比野委員、山野委員、湯浅委員の5名の方が御欠席ということでございました。また、本日、生駒委員が当初御出席予定だったのですが、体調不良ということで急きょ御欠席になりまして、6名の御欠席ということになりました。このため、本日のこの会議ですけれども、定足数を満たさないという関係で、急きょ懇談会という形で会の性質を切り替えて開催させていただきたく思います。事務方からは以上でございます。あとは部会長、よろしくお願ひいたします。

【河島部会長】 それでは、ただいまより第17期文化政策部会、第2回と言ってよろしいでしょうかね、第2回懇談会という位置付けになりましたが、開催いたします。本日も御多忙のところ皆様お集まりいただき、まことにありがとうございます。本日は、先ほどお話がありましたが、大橋委員、キャンベル委員、日比野委員、山野委員、湯浅委員、そして生駒委員が御欠席とのことでした。

それでは早速ですが議事に入りたいと思います。本日は大きく2点ございまして、1点目は文化政策の動向についてということで、具体的には令和2年度予算要求、税制改正要望のほか、台風被害、文化庁の京都移転のシミュレーションの状況についてです。2点目は文化芸術推進基本計画のフォローアップについてとなっております。それぞれ事務局から説明があります。

それでは議題1の文化政策の動向についてということで、まずは事務局よりの御説明をお願いします。

【高橋政策課長】 では、まず資料1-1、タブレットの中の資料の2ページ目から更に行っていただいて3ページ目からになりますけれども、来年度の文化庁の概算要求に

ついて、ごく手短かに御説明をさせていただければと思います。

まず総額ですが、右肩のところに1,275億円ということで、今年度と比べまして208億円の増額要求となっております。ただ、その下に小さい字で米印で書いてございますけれども、国際観光旅客税を財源とする事業分は除くということでございまして、これは後ほどまた詳しく説明させていただければと思っております。

それで、文化庁予算は大きく3本の柱で構成してございまして、まず1つ目のダイヤのところですが、これがいわゆる文化財の保存・継承に係る経費ということでございます。2つ目のダイヤが文化芸術活動に対する支援ということ。3つ目が文化財など文化資源コンテンツの磨き上げ、文化財の活用などを含めたそういう磨き上げの事業ということでございます。

次の4ページにスクロールしていただきまして、ここが1つ目のダイヤのところ、文化財の保存・継承の関係の予算でございまして。最初の丸のところですが、災害等から文化財を護るための防災対策促進プラン、正に先般、首里城跡の火災が起きたわけでございますけれども、もともと文化庁ではフランスのノートルダム大聖堂の火災を受けて、この防火関係の予算を今年度と比べまして4倍増という形で要求をしていたところでございます。先般の首里城の火災とかも受けまして、更にこれを確実に実施していくべく、今正に財政当局とも折衝しているところでございます。

その下の丸が文化財のいわゆる保存・修復関係の予算でございまして、これが250億余りの要求という形になってございます。

それからその他は、文化財を守っていくためには文化財そのものだけの保存・修復だけでは必ずしも十分ではございませんので、文化財の修復に使うための原材料の確保であるとか、あるいはそうしたものを作っていく職人といいますか人材養成というようなこともやっておるところでございます。

5ページに行っていただきますと、文化芸術活動についての支援ということで、舞台芸術でありますとか日本映画でありますとか、あるいは子供が、要するに幼少時から芸術文化に触れる機会の充実といったような形での予算を計上していると。この中には文化芸術団体への支援などの経費も含まれておるところでございます。

それから6ページが、いわゆる活用系です。文化資源の磨き上げの関係の予算ということになってございます。1つ目、2つ目が芸術文化関係に対する支援、それから3つ目が先ほどちょっと触れました国際観光旅客税を使っての事業ということになってまいりまして、元年度100億と書いてございますけれども、この国際観光旅客税については来年度の概算要求の中では観光庁の方に一括計上されているところでございます。それが年末の査定時において額が、何に幾ら使うかが決まってくるということで、その中で文化関係については執行が今度は文化庁の方にその時点で移されるということで、冒頭申し上げた1,275億の要求になってございますけれども、これが査定で最終的に幾らになるかというのがありますが、これに加えて観光税で文化庁に移される分が上乘せされる形での予算編成になるということ

ろでございます。

したがって、来年度観光税を使って何をやるかというところは年末の査定時に決まってくる形になりますので、今の段階ではこういうことをやるというものが表には出ていないというものでございます。したがって、今年度どういうことをやっているかという資料にとどまっておるわけでございますが、その中で文化庁では、そこにありますとおり4つの柱、日本博の関係、Living History、なかなか分かりにくい言葉かもしれませんが、文化財を使って、単にそこにある文化財の活用といってもどうやって実施していくかというところがあるのですが、それを正に観光客の方とかが往時を体感できるような形で文化財を活用していくようなプログラムに対する支援でありますとか、魅力発信、それから文化財の多言語解説、こういったものを今年度はやっているの、こうしたことも踏まえて来年度どういったことをやっていくかということが、制度全体の中で決まってくるような構成になっているところでございます。予算関係は以上でございます。

【清水文化経済・国際課長】 では、続きまして税制改正要望の関係をことを御説明申し上げます。文化庁の税制改正要望としては2つございます。ページは7ページと8ページでございます。

1つ目は7ページの内容でございますが、博物館等のコレクションの充実による一層の魅力向上を図り、地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進するため、一定の要件を満たす博物館等への美術品の譲渡・寄附を支援する、所得税等の特例措置の創設を要望するというものでございます。今、国際観光旅客税を使った予算事業につきまして御説明がございましたけれども、こうしたインバウンド対応等の流れも受けまして、文化観光を推進することで、一定の要件を満たす博物館、こちらの資料7ページ目の下に5という数字も入ってございますが、こちらのパワーポイントの資料で申し上げますと、スキーム図で左にあります「一定の要件を満たす博物館等」というもの、こういった要件を満たすものを対象とすべきかについては、今、検討・交渉・議論を続けているところでございます。こうした一定の要件を満たす博物館に対しまして、現行でも寄附税制、譲渡優遇税制とございますけれども、この矢印の真ん中のところでございますが、特定の美術品ということで対象となる美術品につきましても、重要文化財に限定するのか、それとも登録美術品という枠組みもでございます。また、登録有形文化財等の枠組みで、今、現行税制の優遇措置が既に存在しているものもございまして、こうした枠組みをどのような対象として特定の美術品というものをこの新しい優遇措置の対象としていくかということを、今、検討もしてございます。こうした一定の要件を満たす博物館等への美術品の譲渡・寄附を支援するための税制優遇措置、所得税等の特例措置の創設を検討しているものが1点目でございます。

次に8ページ目の内容でございます。劇場・音楽堂につきまして、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無にかかわらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成をけん引する、こうした目的のためにバリアフリーのための改修を行う場合に固定資産税等の優遇措置を受ける制度が現在でもございます。ただ、今年度末までの時限措置とされていることから、

延長を要望しているものでございます。内容につきましてはこちらの資料に記載のとおりでございます。税制については以上でございます。

【菊地文化資源活用課課長補佐】　続きまして、私から台風被害による文化財の関係について御説明を申し上げます。資料 1-2、全体のページでいうと 9 ページを御覧いただければと思います。台風 15 号及び台風 19 号によって被災した文化財の復旧の状況についてでございます。

まず被害の状況ですけれども、9 月に起きました台風 15 号による国指定等の文化財の関係では計 122 件、10 月に発生いたしました 19 号では 224 件という数字が挙がっております。このほかにも国指定以外で县市町村指定の文化財であったり、未指定の文化財も含めると、このたびの台風によって膨大な文化財が被災しております。

これに対して文化庁の対応でございますけれども、まず人的な支援といたしまして、被害状況の確認や今後の対応を協議するために文化財調査官を順次派遣しております。復旧事業の着工に向けた調整を行うとともに、必要に応じて補助金の交付決定前の着工手続の内容について確認をしているところでございます。また、台風 19 号の後、その翌週にありました大雨によりまして、川崎市の市民ミュージアムの地下収蔵庫が水没しておりました。川崎市から要請を受けまして、文化庁の中で文化財等災害対策委員会を開催いたしまして、独立行政法人国立文化財機構へ技術的支援の協力を要請し、その水損しました所蔵品の救出に当たっての技術的な支援・助言などについて、今、対応をしているところでございます。

財政支援につきましては、文化財の災害復旧に係る補助金の交付決定前の着工手続について、改めて事務の取扱いを各都道府県文化財担当に送っております。これらのほか、随時被災地から相談が来ておりますので、これに対して助言や相談に乗っておるところでございます。

次のページになります。10 ページ目です。今後の対応は、引き続き被災地の文化財の被害状況を確認して、応急対応の指導・助言や復旧についてのニーズを把握するほか、文化財調査官を現地に派遣いたしまして、文化財の災害復旧が迅速に進むように支援をしてまいりたいと思います。参考で載せておりますけれども、災害復旧事業の場合には、国指定の文化財の補助事業につきましては、通常補助率が 50%から 85%、所有者の方々の財政力に応じて補助率が変わりますけれども、これに 20%を加算して、財政的な面でも支援をさせていただくことになっております。

それから台風被害のほかに、先ほど高橋政策課長からもありましたが、先週ありました首里城での火災について、資料はございませんけれども、口頭で状況と文化庁の対応について御報告をさせていただきます。10 月 31 日の未明、首里城の正殿、北殿、南殿などの建物が火災により焼失いたしました。この首里城跡という遺跡・遺構のところが国の指定の史跡でもありまして、また世界遺産の構成資産ともなっております。この上に建てられた復元建物が多数焼損したことは非常に残念なことでございます。火災の原因につきましては現在、消防・警察により調査中でございます。具体的な防火設備の稼働状況等についても引き続き調

査をされていると聞いておりますので、具体的な詳細をまた確認していきたいと思っております。

文化庁では、火災の起きました10月31日に文化財調査官を現地に派遣しましたほか、各都道府県の文化財部局に対して、改めて復元建物も含め文化財の防火管理の点検・確認をするよう依頼したところでございます。また、11月1日には文化庁長官からのコメントを出させていただき、今後、文化財の被害の状況であったり、またそこに収蔵されている美術工芸品の扱いについての応急措置の助言であったり、現地とも連携しながら、また関係省庁とも連携しながら、必要な対応をしてまいりたいと思っております。私からは以上です。

【大橋政策課課長補佐】 続いて、京都移転シミュレーションについて御説明させていただきます。資料1-3、全体のページで11ページを御覧ください。文化庁の京都移転に関しましては、遅くとも2021年度中を目指すとしておられて、この本格移転に向けて予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁移転が政府機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会報告をすることということが、国会の附帯決議で決められております。それで我々、京都移転に向けまして、2つ目の実施期間になりますが、この10月、11月に集中的な京都移転のシミュレーションを実施しております。

3つ目、実施内容でございますが、具体的にどういうことを実施しているかと申しますと、丸1のところですが、現在、地域文化創生本部における執務と書いております。今、テレビ会議でもつながっておりますが、京都に先行移転している課がございますが、実際今後移転するそれぞれ政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、宗務課についてはまだ東京で現在執務しており、政策課以下の課の一部がこの10月、11月に京都の創生本部で実際に執務するというところを行っております。今週、実は文化財第二課が実際に京都で執務しているところです。その中でいろいろな課題を抽出し、整理していくということを実際しております。また丸2でございますが、京都に全ての課の課員が行けるわけではございませんで、東京も一部残る職員がおりますが、そこも通常の執務室ではなく、ここは京都と見立てた部屋を文化庁内に作りまして、そこを東京シミュレーション室としまして、そこで実際に執務を行うことをしております。

次のページ、4つ目、検証事項でございます。実際には今、国会が開催されておりますが、国会議員への説明ですとか、また霞が関、ほかの省庁とのやりとりですとか、予算の業務、こういう丸1から丸7のような業務について、京都からでも、遠隔でも実際行えるのかどうか、どういう課題があるのかについて、実際に検証を行っております。また、この10月、11月にしたものも含めて、課題は整理して御報告させていただきたいと考えております。1-3については以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただいた内容について、委員の皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。どなたからでも、どの事項についてでも結構でございます。では、名越委員。

【名越委員】 恐縮でございます。予算の関係でちょっと教えてもらいたいことがございます。文化財をめぐる環境というのは世界的にも災害とかテロ等で厳しい状況になってい

ますけれども、そういう中で、災害に対する予算を増やしていただいたことはとても有り難いことだと思っております。

頂いた資料のページ 2 に教えていただきたい場所がございます。首里城のお話をされた箇所なのですが、「設計図や写真等のデジタル保存等を行うなどの防火対策を行うとともに」とございまして、これはちょっと私が勉強不足なのかもしれませんけれども、設計図や写真等のデジタル保存等を行うことで、これは防火対策になるのか、これは万が一焼失したときの復旧の話なのか、これがちょっと、今、私の中で整理できていなくて、防火対策というのはこれで何ができることがあるのでしょうか。

【菊地文化資源活用課課長補佐】 お答えいたします。主には被害を受けた後の復旧がより正確に、また早急にすることができるという意味でのデジタルアーカイブになりますので、直ちに設計図をデジタル保存することによって防災ができるということではなくて、どちらかというと被害を受けた後の話でございます。

【名越委員】 了解いたしました。

【河島部会長】 よろしいですか。ではほかの方、いかがでしょうか。では、石田委員。

【石田委員】 御説明ありがとうございます。まず予算関係でお伺いしたいことがございます。昨今の文化財に関わる災害のニュースに大変心を痛めております。それに関する予算が補強されるということは非常に有り難いことだと思っております。

それ以外の文化芸術の、例えば実演芸術に関しまして来年度予算で何かこれが目玉だというようなことがあれば、教えていただければと思います。今年と何が来年は違うのか。来年は大きなスポーツのイベントもありますので、そういったことも関連して何かお考えになっていることがあるのか、まず予算関連について教えていただきたいと思います。

【河島部会長】 では、坪田さん、どうぞ。

【坪田参事官】 現代芸術、実演芸術につきましては、この予算の資料でも 3 ページ、1、文化芸術創造活動への効果的な支援の中で、舞台芸術創造活動活性化事業、以前からアーツプランの時代から引き継いでやって、いろいろ見直しをしつつやっているものですが、例年、前年同額ということで手堅くやってきたところでございますが、徐々に増額要求で、約 33 億円を約 40 億円ということで増やしております。これについては、単に広くということだけではなくて、もちろん来年のオリンピック・パラリンピックの年ということもありますので、日本博などインバウンドを意識した大きなプロジェクトもありますけれども、やはり通年、できれば複数年にわたって大きなオーケストラ団体、オペラなどの団体、そして演劇などの団体、大衆芸能団体などが安心して長期にわたって、人材育成的な長期的な視野も含めてやっていただくというようなことから、このような事業もしっかりとここで大きく拡充していくことが大事だろうということで、こういう要求をさせていただいているところでございます。

その他、次の 4 ページに魅力ある文化資源コンテンツの創出・展開で、戦略的文化芸術創造推進事業。これについても前年の額を上回る、前年が 6 億円だったものを 9 億円での要

求をさせていただいております。これについては、いろいろな課題を設定して、その課題の解決型ということで幅広いのですけれども、もちろん舞台芸術、実演芸術も含めて、このような課題を解決するためにこれをやるんだということで、そこには一部、こういう取組をしたら本当にインバウンドに資するのだろうかというようなことも含めて、またバリアフリーとか、また障害者芸術について新しいチャレンジをしてもらうような、あとはへき地とか、様々な地域格差を埋めるための実演芸術の可能性みたいなものを試してもらうことも、ここで拡充して要求しているのが実演芸術の方のプランでございます。

いずれにしても、来年度は大きな節目の年ですので、日本博の充実と、全て合わせる形で全体を俯瞰（ふかん）した形で実演芸術の充実も図っていくということで、それぞればらばらにならないようにやっていきたいと思っております。

【河島部会長】 ありがとうございます。ほかの方は。松田委員、どうぞ。

【松田委員】 私も予算に関して1つお伺いしたいことがあります。配付資料1-1の2ページ目、先ほど質問がありました、災害等から文化財を護（まも）るための防災対策促進プランについて、別の観点からも質問させていただきます。4倍ほどの増額要求ということで非常に頼もしく感じました。是非ともしっかり予算を獲得していただき、文化財を守る体制を確保していただきたいと願っております。今、その折衝を財務省とやっていらっしゃるのでしょうか、その中でどのように説明をされているかについてお尋ねしたいのですが、具体的にどのジャンルの文化財を対象としてこの防災対策促進プランを検討されているかをお聞かせいただきたいと思います。

ノートルダム大聖堂の火災を受けて、文化庁では緊急に国宝と重要文化財に指定されている世界遺産の歴史的建造物の防火対策の状況を確認され、9割5分を超えるほどの建造物にはちゃんと防火設備がついているという結果が出て、非常に頼もしく感じました。恐らく、ほかのジャンルの文化財で防火設備が求められるものはあるだろうと考えております。

先ほどの説明の中では、例えば史跡、国指定史跡における復元建物なども含めというお話がございました。それ以外にも、伝建地区、登録有形文化財の歴史的建造物、あるいは場合によっては動かすことができる、要するに建造物以外の有形文化財なども考えられるのかと思いますが、現状でこの予算を概算要求されている中では、どの文化財を対象として想定されているかをお聞かせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

【菊地文化資源活用課課長補佐】 お答えします。文化財の防災対策促進プランの中には更に複数の事業がございまして、一番大きいのは今、御紹介もありましたようなノートルダム大聖堂の火災を受けて調査をし、その結果を踏まえてしっかりと対応する必要がある国宝や重要文化財の建造物、それから美術工芸品を守るための防災施設が大きな柱になりますが、そのほかにも伝統的建造物群の防災施設についてもこの中でしっかりと防災計画の策定の支援であったり設備の整備、それから民俗文化財の防災施設であったり、史跡等における石垣につきましてもしっかりと調査するような予算もこの中に入れた上で、今、財務当局と折衝させていただいております。

もろもろ、今回の首里城の話でも出ております様々な文化的な施設、文化財ではないけれども復元された建物が史跡の上にある場合であるとか、様々なパターンがあると思いますけれども、幅広く災害から文化財を守るという視点でできることをしっかり今、考えて、財政局と調整をしているところでございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。それでは小林委員、どうぞ。

【小林委員】 すいません。税制優遇のところでお聞きしたいところがあります。民間事業者の設置する劇場・音楽堂等にする時限措置に関連して伸びるのはいいことだと個人的に思うのですが、この間、これを利用して民間事業者が何か改修工事をやった事例は何件ぐらいあるのかということと、それから、目標・効果400万円程度というようなことなのですが、これは何件を想定して400万円なのかということをお教えいただければと思います。

【榎本企画調整課長】 企画調整課長でございます。まず、この優遇措置は昨年度から始めまして、昨年、今年と2年目なのですけれども、残念ながらこの1年半の間ですとまだ実績がございません。と申しますのは、劇場・音楽堂に関して、やはり2年の枠組みの中で建築の設計計画を作ってやっていくというのはちょっとリアリティーがないなと思っています。やはり5年、10年単位でいろいろな整備を考えていくものと思っていますので、当初2年の時限でと作っていますけれども、やはりもう少し長期のスパンで考えていく必要があると思っています。そういう点で、延長を今回お願いしています。そういう点で、事例に関してはこの1年半の中でまだございませんが、ただ、現在個別の民間の劇場から、名前を挙げられないのですけれども、実際に計画が出ております。本当は今年度中にもやりたいという工事があるのだけれども、やはりこの2020までは目いっぱい使いたい。その後に入工に入りたいという声もありましたので、そこを念頭に置きながら来年度構想しているところもありますので、継続にしてできればと思っていますところでございます。

それから今ありました金額に関しましては、1館当たりに関する固定資産税等の減免額というイメージでございます。

【小林委員】 そうですか。ありがとうございます。

【河島部会長】 よろしいですか。実際この措置がまだ使われていないというのは、逆に本当に長期に考えなければいけないということの証明でもあると思うので、その方向で頑張っていただけたらいいなと思いました。

それでは、委員の皆様よりほかに特に質問がなければ、よろしいでしょうか。

【石田委員】 予算の話に限って先ほど発言したのですけれども、今まで御説明いただいた中で、それ以外でよろしいでしょうか。

資料1-3についてです。京都移転のシミュレーションを今されているということで、大変な御苦勞だろうと思います。2か月間で、どんな課題があるのか、皆さんリアリティーを持って感じられると思います。文化庁として一つのチーム、「One Team」としてまとまっていくにはどうすればベストなのかということをお是非十分に検証していただきたいと思います。我々は、文化庁として一つ大きな方向に向かっていくのを応援する立場にいると思いま

す。現場で何が起きるのかというのは皆さんにしか分からないところでもあります。これに関しまして、この2か月は非常に重要だと思っておりますので、現場ならではの課題の洗い出しを十分なさせていただきたいという希望でございます。

【大橋政策課課長補佐】 御指摘ありがとうございます。京都移転シミュレーションは、例えば今回首里城火災が起りましたが、これを担当するところは正に京都移転を控えている課でございます。そういう課が本当に迅速に対応できるかとか、一つ一つ現場感覚で検証していきたいと思っております。ありがとうございました。

【河島部会長】 ありがとうございます。検証事項として挙がっている丸1から丸7というのは、正直言って文化庁の仕事の範囲のことです。今、石田委員がおっしゃったことの中には、現場とおっしゃったのは行政側だけではなくて文化団体側の現場のこともというふうには？

【石田委員】 いろいろな現場があると思うんです。事件は会議室で起っているわけではないわけですから。1つの役所が、離れる、距離があるということはどうなるのかは、やってみないと分からないところがあると思うんです。現場といっても、芸術団体とのお付き合いが、いろいろな地域でなされるでしょう。どこが拠点になるのがいいのかとかということもあると思いますし、様々なことですね。

【河島部会長】 はい、分かりました。それも含めていろいろと検証していただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、よろしければ、続きまして議題2について進めてまいりたいと思っております。関連資料について、事務局より説明をお願いいたします。

【大橋政策課課長補佐】 御説明申し上げます。資料2-1、全体のページ数でいうと13ページを御覧ください。資料2-1の下に第1回資料2-1と書いてありますが、これは前回6月に開催された政策部会でお配りした、全体の文化芸術推進基本計画のフォローアップ、政策評価、行政事業レビューなどについてまとめさせていただいた資料でございます。おさらいになりますが、簡単に御説明させていただきます。

2-1の3ページ目、全体のページでいうと15ページをお開きください。文化芸術推進基本計画中間評価スケジュール案と書いてありますが、この文化芸術推進基本計画を2018年度に策定し、5か年の計画として実施しているわけですが、今、2019年度、2年目に当たるわけです。そこで、文化政策部会において点検・評価をしていただく、正にこの作業をお願いしているところでして、来年度には中間年度として、2021年の中間評価に向けて中間見直しをさせていただくという流れになっております。

13ページに戻っていただきまして、こちらが先ほど15ページで説明させていただいた文化芸術推進基本計画が下の段に赤い枠で書かかせていただいておりますが、2019年度、この1年間の軸で見ますと、上の青い枠で囲っているところに、黒丸の政策評価と白い四角で行政事業レビューとございます。本日は、また後でこれは見ていただければと思うのですが、資料2-4としまして、ページ数で申しますと48ページからになります

が、こちらは法律で決められた政策評価という、全事業について我々は政策評価をすることになっておりますが、その決められたシートに記載しているものでございます。ちょっと細かいものになりますので、後で御覧いただければと思います。

資料 2-1 に戻っていただきまして、こちらが先ほど 2-4 で見ていただいたものが黒丸の政策評価になります。そのうちの政策評価自身は全体の事業について網羅的に政策評価を行うのですが、今回、文化芸術推進基本計画のフォローアップとこの政策評価、またあと、事業ごとに行います行政事業レビューについては、一体的な作業として行うということで、同じような指標を使って進めていくことで進めているわけですが、今回、文化芸術推進基本計画のフォローアップにつきましては、その事業全部を網羅的にするのではなくて、前回、あと昨年度の政策部会でもこの場で議論させていただきまして、抽出して、それぞれ事業を全部するのではなくて、特定の事業を選んでそれを深掘りしていろいろな指標を考えていくということにしております。

14 ページを御覧いただければと思います。政策評価の体系としましては、政策目標として 12 の赤で囲っているところになりますが、12-1 から 12-4 ということで、先ほど細かいシートで見ていただいたものでまとめているわけですが、それぞれ 12-1 から 12-4 の中に文化庁の政策を丸 1、子供の芸術教育・体験の充実というところから下の方にある丸 16、文化政策の調査研究とあります、この 16 の政策群に分けて整理しておりまして、そのうち今回抽出していろいろ議論いただくものとしては、丸 1、子供の芸術教育・体験の充実、丸 7、文化資源を活用した付加価値創出、14、博物館・文化施設の振興と専門人材育成、この 3 つを選ばせていただいたところです。丸 7 に関しましては、今年度 1 年目の事業が非常に多うございましたので、まだ評価する指標を立てるところ、分析するところまでは至っておりません、丸 1 と丸 14 について議論をさせていただいたところです。

具体的には、この政策部会の下にワーキングを設置させていただきまして、それぞれ 7 月に 2 回、丸 1 で 1 回、丸 14 で 1 回ということで、委員の先生に御出席いただきまして、いろいろ議論いただいたところです。2-2、ページ数でいいますと 16 ページには、そのワーキングで出していただいた意見について簡単にまとめております。また後で御覧いただければと思います。それぞれ 7 月 19 日に博物館・文化施設の振興と専門人材育成、次のページ、全体のページ数でいうと 17 ページですが、7 月 23 日には子供の芸術教育・体験の充実のところワーキングを開催させていただいております。下にずっと意見が並べておりますが、続いて御説明させていただく基本計画のフォローアップシートのところで、ワーキングで出してくださった意見についてどのように整理したかを、それぞれ意見に対応する形でページ数が何ページということで資料 2-4 のページ数を打って、資料 2-2 の御意見を頂いたところに整理させていただいております。

2-1、2-2、2-4 については以上の説明になりますが、2-3 のそれぞれの丸 1 と丸 14 についての基本計画フォローアップシートについては、続いて御説明させていただければと思っております。以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、今期は文化芸術推進基本計画のフォローアップとして丸14というふうに先ほどの政策体系の中にあつた14番の博物館・文化施設の振興と専門人材育成、及び丸1となつております子供の芸術教育・体験の充実について、ワーキンググループを立て、個別に議論してきたところですが、それぞれの議論を踏まえて、各政策群の御担当から、どのようにそれが反映されているかということの御説明をお願いしようと思ひます。

まずは、博物館・文化施設の振興と専門人材育成について、企画調整課よりよろしくお願ひいたします。

【榎本企画調整課長】 まず、資料2-2のうち1ページ目を御覧ください。そこに見出しが2つ付いております。博物館を中核とした文化クラスターの形成、それから研修事業の2つです。6月と7月の議論の際に御紹介したのは、まずこの博物館に關します文化クラスターの形成につきましては、博物館の事業をいろいろな形で発展させていこうという文脈でした。ただし、文化庁では日本中の博物館全部を応援するのは限りがあるので、こういった応援しているところでいい事例を作る、あるいは反省材料となるものを生み出していく、そういったものをしっかり作って行って情報発信をして横展開していくという構想で御紹介をしております。

一方、研修事業に關しましては、博物館の館長や学芸員の方の専門的な研修でございますけれども、これも研修参加者数に限りもある中で、研修を単発で終えるのではなく、研修参加者のその後のフォローアップ、そして横のネットワーク作りといったことを心掛けていくことによって、研修予算が効果的に生かせるところを狙っている観点で御紹介をいたしました。

資料2-2にありますとおり、文化クラスターの形成に關しても、更にそれをどう評価を発展させていくか、また事業をどのように伸ばしていくのかという観点からの御指摘を頂きました。また、研修事業に關しましては、評価の観点を更にどう取り組んでいくのか、とりわけ学芸員の方の研修があるにしても、その研修を受けた方の研修成果がでは博物館に戻ってどういふふうになかされてきたかと、そういった観点も要るのではないかとこの事柄、あるいは、海外に研修に行っている間、日本の業務がなかなか大変手薄になるということから、その後補充という観点もあるのではないかとこの論点、さらに、10年前の博物館法に關する議論を思い出しながら、さらなる検討も要るのではないかと、そういった多岐にわたる検討を頂いたところでございます。

6月、7月にこうした話を頂きまして、非常に考えるところ、多でございます、その全体的なことを少し御紹介できればと思ひます。まず資料2-3、丸14から御覧いただきますと、こちら通しページ番号を付しておりますけれども、この丸14の2ページ、3ページ、4ページで各種事業に關するアウトプットやアウトカムを入れております。こちらに關しましては、現在も2つの事業ともどういふふうにしたらいいのかというのを引き続き試行錯誤しているところでございます。

丸 14 の資料、ページ番号でいいますと 3 ページでは文化クラスター事業を入れておりませんが、こちらでもアウトカムを 2 つ入れているうち、下の方のアウトカム、先ほど申したようなほかの博物館の参考となる取組の実施を推進するという観点、これに関しましても、現在行っております 8 か所に関しまして、活動状況を精査・検証・意見交換をしているところです。そうした中で、これはいい事例だなということで共有できそうなところのピックアップをしているところなのですけれども、更になかなかうまくいっていないところに関しては、なぜうまくいっていないのか、何が教訓となるのかというところを引き続き突っ込んだ議論をすべく進めておりまして、ですのでこの資料 3 ページも引き続き途上の段階ということで御覧いただければと思っております。

4 ページが研修事業で、こちらにも全体的には変えていないのでございますけれども、先ほどの御指摘を踏まえまして、これらの事業をどう発展させていくのかという文脈から思っておりますのが、丸 14 のシートの 8 ページです。8 ページで博物館文化拠点機能強化プランという予算の資料を付けております。冒頭、政策課長から御紹介いたしました文化庁予算のうち博物館関係です。8 ページ右上に要望額を載せておりますが 24 億円となっております。新規となっておりますが、実際には今年度これらに相当する事業は 11 億でした。ですので、この 11 億を来年度 24 億、2 倍強にするということで現在財務省と議論しているところです。

ここにちょうど関連する 2 つの事業を両方とも載せております。まず、8 ページ中ほどに博物館クラスター推進事業ということで載せております。予算規模 14.9 億としておりまして、これも今年の規模の倍以上にしています。これは金額を倍にするところに主眼があるのではなく、この事業の推進をどう作っていくのかということ議論していく中で、これもワーキングの際にも意見交換したところがございますが、この事業は 2 年前から文化庁事業として始めていますけれども、もともと地域のまちづくりや観光、いろいろな観点で博物館が役割を果たせるというところを主眼とした事業でございますが、これは文化庁だけで担っていくのにも限りがあるのではないかと、むしろ観光庁や国土交通省、経済産業省、あるいは地域活性化、そういった政府のいろいろなところと連携していきながら、より実質的なものをつくっていく観点が必要ではないかという構想を持っているところです。

この博物館クラスター推進事業は文化庁の予算として計上しておりますので、ここに記載している内容も文化関係だけなのでございますけれども、こういった事業を根っこにしなから、現在、関係省庁とどういう連携が組めるのかということ議論している最中なんです。例えば、まちづくりに関する施策が各省ございますけれども、そことうまく結び付けていきたい。あるいは、例えば地方にある博物館・美術館ですと、そこにたどり着くまでの公共交通機関もなかなか不便だったりすることもある。そこをどういうふうに誘導できるかという観点などございます。そうした各省の施策を有機的に結び付けていきながら、地域にある博物館が主体的な考えを持ってまちづくりや様々な地域の課題解決に貢献できるようにしていきたい。そうした問題意識に対応できるように、博物館内におきます専門人

材の確保や事業設計ができるように、予算の増加を図ろうと考え、現在調整中でございます。また、先ほど文化経済・国際課長からも税制改正要望の話もいたしまして、美術館に関する税制の話もしたところでございますが、そうした施策とも結び付けていきながら、博物館の磨き上げについて力を入れていきたいと思っています。

また、この資料右側に人材の養成・質の向上という事業を入れておりまして、こちら、予算規模2億円としております。こちらが研修事業でございますが、この研修事業、今年は約1,400万円でございます。研修事業を増強するに当たりましてまず思いましたのが、評価のフォローアップをちゃんとしていく体制を今まで以上に作っていく、そういった観点でのフォローアップ経費を積んでいます。また、学芸員の方の海外派遣事業もこの枠の中で行っているのですけれども、後補充という概念を入れまして、海外研修期間中の補充ができるような経費も併せて入れていくことによりまして、従来の1,400万から2億円というところでの要求にしているところでございます。

こういったことをしていきながら、博物館の地域における課題解決、それからさらなる機能強化、あるいは人材の研修といったところに関しましての実質化を図っていく、そしてそうした事業に関する様々な評価指標の設計も併せて考えていきたいと思っています。

そういった観点でタグが丸14の下に3つほど付けておりまして、丸14の下に1個、ランクを落としたタグがございまして、押していただきますと、博物館施策の現状と今後の展望についてという3枚ほどの資料を載せております。これは博物館に関しましては、これまで以上に総合的な施策を作って打ち出していく必要があるという問題意識から、今年9月の時点で一旦文化庁で整理をして、博物館関係者に御紹介し、議論を始めているところでございます。この博物館施策の現状と今後の展望というところで、1ページ目が現状を書いておりますが、2枚目、3枚目のところで、先ほど御紹介したクラスターや研修事業に限らず、幅広く博物館に関する支援メニューを並べ、これらのさらなる拡充に努めていきたいという文脈でこの資料を載せております。

また併せまして、政策的な検討の場も作っていくことでこれらの議論を更に深めていきたいということで、丸14の下のランクのタグがもう1個ございまして、文化審議会に博物館部会を設置するという案内紙、報道発表を付けております。あしたから開催することとしておりまして、ここの中で博物館振興政策に関してより集中的・包括的に議論できるようにできればと思っております。こういった事柄もこの6月、7月の御議論に参加させていただいたときのことを考えながら、どうしたら実質的な政策が強化できるかという観点で検討している途上でございます。

また、更にもう1個タグがございまして、ICOM京都大会の成果という資料を載せております。こちらは9月初めに1週間にわたって行われまして、4,000人を超える参加者が世界中から集まったところでございます。こういった議論に参加しておりますと、国内における問題意識とかぶるところもあるけれども、またそれとは別の、もっといろいろな国際的な文脈で議論するところも多いと改めて認識したところでございます。このICOMの京都大会

では、ミュージアムの定義をどうするというのもかなり議論が噴出しまして、当初1時間の審議予定が5時間以上かかって、それでも採決できなかったというところでもございました。ですので、ミュージアムの定義も来年に持ち越しとなっておりますけれども、そこでもございますと、博物館もヨーロッパとアジア、あるいはいわゆる先進国と現在伸びている国というところでも考え方に大分いろいろな違いもあり、また一方でSDGsの振興でありますとか、博物館がどう地域で活躍できるかとか、いろいろな論点があるなと思ったところで、それらをこのICOM京都大会の成果概要に入れているところでもございます。こういった国際的な議論もよく念頭に置きながら、国内における議論にも更に戻して発展させていくところで考えております。

というところでもございまして、博物館に関しましては以上のとおり、個別のクラスター、それから研修事業の実質的な充実強化というところを更に努めていきながら、更にもう少し大きな博物館施策全体の枠というものを考えていく中で、また更に個別の施策の強化もしていきたいという構想で現在思っているところです。以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございます。博物館部会も立ち上がるということで、大変意欲的な取組も動きつつあることを興味深く拝聴いたしました。委員の皆様方、御自由に御意見等をよろしくお願いたします。松田委員、どうぞ。

【松田委員】 幾つかあるのですが、最初に感じたことを申し上げます。個別の施策の評価の話をお聞きし、背後に大きなビジョンを持って新しいことを展開されようとしているのだなということが感じられて、今の御報告内容を応援したいと私は感じました。

つまり、総合的な博物館政策を構築して推進することで大きな方向性はよいと思いました。細かい点では、博物館の現状の課題ということで、予算面に問題があることや、新たな収集を行えないことを、きれいにまとめてくださっています。その中に加えていただければと思いますのが収蔵庫問題です。これはとりわけ民俗それから考古の博物館では切実な問題となっております。もう収蔵庫がいっぱいで、これ以上収集できない。この問題をどうするのか。実際、収蔵庫がないためにコレクションや資料が悲惨な状況に置かれていて、傷んでいく一方という館もたくさんあります。これは様々なメディアでも報道されている問題ですので、課題として入れていただきたいというのがリクエストでございます。

それからICOMの京都大会ですが、私も関わったのですが、これに出ていて感じましたことは、ICOMで議論されているような話を日本のこれからの博物館の在り方を考えることに結び付ける必要性です。京都大会で博物館定義の話になったときに、日本からの発言者が極めて少なかったことが気になりました。大会全体を見ると我々の館ではこういう活動をやっているというような個別の報告は日本からもたくさんありましたし、それは良かったと思うのですが、「博物館とは何か」というような大きな話になったときに発言する方が日本からはほとんどいらっしゃらなかった。これは、やはり大きな課題だと感じました。

その後、ICOM本体の関係者と話していたときに感じましたのは、ICOMというのはつま

るところ欧州を中心にして成立し、今までも欧州中心的にやってきたという点です。ICOM 本体もこれは変えていきたいと強く願っています。しかし今の ICOM は、英語で言うところの *museum studies* の学会に近い組織です。Museum studies をやっている方々が集まっている組織だと考えるとわかりやすいと思います。そのことを意識して日本の博物館学を見ても、英語圏の *museum studies* で教えられている内容があまりにも大きく異なっています。そのような日本流の博物館学の教育を受けて、日本の博物館に就職して活動していると、英語圏の *museum studies* で議論されているような内容にはついていけない、という側面があるように思います。

今回、博物館部会を立ち上げられたことは非常によい方向性だと思います。その中で、学芸員資格取得のためにどのような博物館の単位を取るかというカリキュラムの話や、あるいは大学院レベルで上級学芸員のためのプログラムをつくるというような話もやがて入ってくるかと思うのですけれども、是非、日本の博物館学と英語圏の *museum studies* で教えられている内容のすり合わせをやっていただきたいという要望でございます。以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。引き続きもしあれば、ではもう少しまとめて、ほかの委員の方も内容がたくさんなのでちょっとそしゃくするのにやや時間も掛かるとは思うのですけれども。

では、私、簡単に1つ伺いたいことがあって、博物館クラスター推進事業に書いてある内容は面白いと思うのですけれども、「クラスター事業のエンジンとなるミュージアムクラスター・ステアリング・コミッティを設置し」うんぬんかんぬんというこのコミッティというのが各省庁の専門家とかで作る委員会をイメージしているのでしょうか。もう少しこれを伺えたらと思います。

【榎本企画調整課長】 ありがとうございます。収蔵庫問題は、まずおっしゃるとおり大変切実、ただしなかなかその解をどう設定するかというところが、尽きるところ予算の問題になってしまうというところ、政策的にどういうアプローチがあるのかということが課題でございまして、ここも問題意識を持って取り組んでいきたいと思っております。

それから ICOM の議論と国内議論の関係ですが、ここも常に悩むところなのですけれども、例えば ICOM ですと今、31 の国際委員会がございまして。その国際委員会の中に日本人スタッフがボードメンバーとして参加しているのが13でして、これもだんだん増えているように思います。先ほどの学芸員の方の海外派遣をやっていく際にも、もちろん最新の現場を見るところもありますけれども、できればそういった国際的な舞台で積極的に発信したり意見交換できる方も応援していきたいと思っております、こうしたボードメンバーあるいはそういった能動的な形で参加できる方を増やしていくことをまず一つ考えています。

そうしたことを作っていきながら、日本の博物館学等への反映というところがございますが、私としてはこれはどちらかといいますと文化庁でやるというよりも、学協会あるいは学芸員の養成に頑張っている大学の方々の横展開の中で、できれば自立的な学芸員資格の

質保証メカニズムができていかないものかと思っております。大学改革の議論なんかをやっている際にも、国で何か一方的に言うというよりも、それぞれの分野別の質保証団体が活動していく、そういった中での自立的な取組を応援していくことが基本と考えておりますので、こういったことがもう少し日本の学芸員養成でも起きていけないか、そういったことを間接的に後押しすることができないかということも現在考えておまして、博物館部会でもそういった問題提起ができないかと事務方としては思っております。

それから河島先生から御指摘ありましたこのステアリング・コミッティ。非常に鋭いところをついていただきまして、ありがとうございます。こちらは趣旨といたしましては、お金を配分してそれっきりにしておかないところを問題意識として持っています。現在でも予算を配分したら、その配分状況、執行がどうなったかということも当然年度末にもう一回チェックする仕組みもあるのでありますが、事業を支援するというのを決めて、その進捗状況もチェックして、寄り添いながらサポートしていく体制を作れないかと思っております。先ほどお話しいただいたように、関係省庁といろいろな議論をしておまして、今まで以上に事業のチェック体制、それから進捗状況の管理が大事という観点から、こういったステアリング・コミッティというような形の概念を作って、進捗状況をできるだけリアルタイムに把握する仕掛けができないかと思っております。

一方で、余り事細かに支援対象先に文化庁の組織が何か言ってくるというのも煩雑になってしまうとも思っていますので、うまい事業設計ができればと思っているところでございます。御指摘ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。ほかの委員の方、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 確認的なことでお聞きしたいです。この間、6月、7月に博物館の方と子供の文化芸術体験の方のワーキンググループをやって、大体洗い出しをしたということの御報告だったと思いますが、もう一つの、文化資源を活用した付加価値創出の部分の評価について、今後どのような展開になっていくのかをお聞きしたいと思いました。

【大橋政策課課長補佐】 先ほど御説明させていただきましたとおり、丸7に位置付けられている事業が今年初めての、特に観光税を活用した事業が多く、まだ評価、検証するには時がたっていないという理由で、今年は深掘りする評価は実施しておりません。今後來年も含めて、先ほど中間年度見直しのこともお聞きさせていただきましたが、来年、この16ある政策群のうち、今回1と14をやった以外のものについて何を深掘りするかというのを、また先生方に御相談しながら検討していきたいと思っております。

【小林委員】 今これが改めて黄色くなっているの、やることは決まっていたのかなと、確認したかったということです。

【大橋政策課課長補佐】 すいません、そういう意味では資料が不正確なものになっておりました。失礼しました。

【小林委員】 分かりました。

【河島部会長】 ありがとうございます。ほかの委員の方、名越委員、お願いします。

【名越委員】 今度は博物館部会も開かれるということだったので、一つ要望を兼ねてお話をさせていただきますけれども。博物館クラスターの中で、博物館の持つ価値というのは文化的な価値だけではなくて、地域の防災の拠点でもあるということも、是非その中ではお話を頂けたらと思っております。やはり、歴史に学べる防災の知識はたくさんありまして、和歌山県立博物館なんかはたくさん持っておりますけれども、そういうものを是非クラスター形成の中の重要なものと位置付けてお話を頂けたら幸いだなと思えます。

【河島部会長】 それは御意見ということで承り、石田委員、よろしいですか。

【石田委員】 では一言だけ。場としての博物館というところを捉えたときに、実演芸術も、博物館が街に出ていく、外に出ていくためのいろいろな関わりとして活用していけるのではないかと思っています。博物館という専門的なフィールドでのお話になると思うのですけれども、そういった発想を時間芸術の方にも持っていただいて、次の部会でなされるようお願いできればと思います。以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。それでは一応この……、はい。

【松田委員】 すみません。短い質問を一つだけさせて下さい。ずっと気になっており、いつかお伺いせねばと思っておりました。資料でいいましたら2-3の2ページ、全体のページでいったら21ページの「現状分析」の項目についてです。箇条書の3番目の点ですが、我が国の博物館費（社会教育費）が平成11年度2,792億円から平成28年度1,475億円に半分ぐらいになったと書かれています。最初にこの数字を見たときから結構驚いておりました。是非この背景をごく手短かに御説明していただければと願っております。なぜ社会教育費、国の博物館費はこれほど減らされてきたのかのバックグラウンドを全員で共有させていただきたく願っておりますので、よろしくお願いたします。

【榎本企画調整課長】 社会教育費調査は基本的に公立博物館が大宗を占めておりますので、自治体におきます博物館を含みます社会教育予算の削減というものがこちらに出ていると思えます。とりわけ、こちらは施設費も含めたものでございますので、平成の10年ですとまだ施設に関する動きもあったところでございますが、そうした施設関係予算が大幅に減っているということも背景として、金額としてはこちらに掲載している状況となっているものと思えます。

【河島部会長】 それでは時間もありますので、次の、子供の芸術教育・体験の充実について、参事官お二人、芸術文化担当と文化創造担当の参事官より順番に説明をお願いいたします。

【坪田参事官】 それでは、資料のシートの10ページを御覧いただきたいと思えます。7月にワーキングで、その前の部会の方でも簡単に御説明をしておりますけれども、特にワーキングでのいろいろな御意見を踏まえさせていただいて、特に赤字で書いているところが新たに書き足したり修正を加えたところがございます。

まず一つの論点が、現状分析の1つ目の丸に書かれているように、これまで子供たちに学校でオーケストラなどの本物の芸術を見せていない、要するにこの事業を実施していただ

いたことがないところが 16.8%もあるところが非常に問題ではないかというような御指摘について、またそれに関する議論が多かったと思います。それが一つ。

もう一つは、達成目標と測定指標に関わることとして、評価全般でよく御指摘があるところですが、定性的・定量的、両面でのアウトカム目標をもう少し明確化すべきではないかというところの御指摘が大きな2つであったと思います。

まず前段の、16.8%もこれまで実施したことがないところがある問題、いわゆる、これは義務教育でございますから、義務教育の機会均等の観点からも課題ではないかという御指摘をそれぞれの委員から受けたところでございます。その後の処置として、今後の予算のこともありますが、実際今動いている予算事業の中でこれは解決を図っていかなくてはいけないところもありましたので、7月に御指摘を受けた後に、実施率がそもそも都道府県自体も低いところがございます。そういうものをピックアップして、担当者に聴取といたしますか事情をお聞きしました。

すると、予想していた回答でしたけれども、それぞれの、それぞれの判断であるみたいな話であったので。ただ、ある県ではちゃんと考えていて、こういうふうに機会をきちんと与えたいのだけれども、どうしても国の事業自体がまだ100%網羅できる事業ではないので、巡回公演に手をきちんと挙げているのだけれども、抽選という方式でやられているところはどうしても抽選で漏れてしまうようなことになっているということなので、我々からすると抽選で5年連続落ちているところは逆に別枠にして救うべきではないかというような気持ちになるのですが、そういう形でやっているということもありました。そういうことでいろいろなやり方をしているがためにということもありますし、全体が網羅できない予算ということも両面あるのですけれども、もちろんそもそもが実施に対して手を挙げてくれないという学校もあるという、それぞれいろいろな事情があることが分かりました。

そういうこともあって、我々としては自治体関係者に今回、実は学校の募集がこれからなんです。来年度の募集が、正に御指摘を受けた後は初めてこの11月末から12月上旬に予定されておりますので、そこに当たっては、これまで本事業を活用していない学校に対して活用を働き掛けるといって、少し当たり前のことなのですけれども、今回はより国からのお願いとしてそういうことに意識をかけて都道府県から市町村に対して、また市町村から各学校に対しては呼び掛けてもらうというようなことを今回はしっかりと、今回の御議論を踏まえてお願いをしましたので、その状況をきちんと見てフォローアップをしていかなくてはいけないと思います。それでもまた低い実施率のところについては、これは直接少し特定化を図りつつやっていく必要があるということを考えておりますので、自治体とコミュニケーションをよくよく取りながら、今後進めていきたいというのが今後の方向性でございます。それが1点目でございます。

2点目の達成目標と測定指標について。達成目標はどうしてもなかなか明確なアウトカムにはなりにくい部分があるのですけれども、ただ御指摘がありましたように、子供もそうだけれども芸術の担い手、この両方についての目配り、両方が向上するような形でということ

で、少し定性的ですけれども、そういう形に少し手直ししているところがございます。測定目標を測る場合、どうしても子供たちや学校へのアンケートの形にならざるを得ない部分があるのですが、瞬間的によかったというだけではなくて、やはり長期的な視野が必要だという指摘を受けまして、前回ワーキングの際に提案したのは、芸術系大学にまで至った子供は、小学校・中学校であのオーケストラ、あのオペラが来ていただいたおかげで自分はこちらにあるというようなもし実感できるような効果が、要するにキャリア選択、進路決定にどれだけ影響したかということが測ればいいのかと御提案したところ、いや、芸術系大学はもちろんだけれども、総合大学についても測り、そういうものをいろいろ比較検討しながらその効果をしっかりロングで測るべきだという御意見がありましたので、今回、総合大学や芸術系大学の学生さんに、もちろん芸術系大学コンソーシアムの大学には多大な御協力を得ながら、これをやってみる価値はあるのではないかとということでもあります。もちろん、もっと広く国民に問うということも本当は必要かもしれませんが、それはいろいろな調査効率の問題もありますので、まずは大学生ということが捉えやすく、御協力も得やすいところから効果測定を測っていくところから広げていきたいということが改善点でございます。

そういう意味で、次の13ページを見ていただきたいのですけれども。今の話、申し上げたこと、改善の方向性、今後の事業展開として、実施率の低いところをなくしていくところと、評価の見直しについては書いているところです。

その他に加えて、そもそも子供の学校における芸術活動の充実のみならず、地域における芸術鑑賞機会、活動機会を増やしていくということで、概算要求の反映ということでいいますと、改善の方向性の黒丸3つ目でございます地域文化倶楽部、これはまだ仮称ですけれども、そういうものを要求しております。イメージとしては総合型スポーツクラブというものが地域に少しずつ根付き始めております。学校ではなくて地域における文化部活動みたいなものをこれから根付かせていけないかということで、正に、学校もある程度は最初のうちは協力しなければならないと思いますけれども、地域の芸術団体、地域のこれまでそういう指導を担ってきた、個人で指導を担ってきたところや、それはカルチャーセンターなどの形態でやってきたところとか、そういうところが子供たちへということでもいろいろな座組みをして提供していただくということで、都市部と地域ではかなりやり方が違ってくると思いますけれども、幾つかのタイプを全国で実証実験的にまず来年度からやれないかというようなことを、今、概算要求しているところがございます。そういうものがきちんと根付いたときには、学校の部活動も、今、教員の働き方改革の問題もありますので、かなりその地域文化倶楽部に移行していただいて、地域の中で様々な音楽活動や、囲碁将棋のようなどころから様々な伝統芸能などの活動などについても地域の方々や団体の方々が教え手となってやっていただくようなことで人材育成ができないかと考えております。

最後に赤字で書いてありますように、正に博物館行政との連動でございますけれども、美術館・博物館の方がもっと子供たちに対する教育的な機能を高めていただき、そして学校の

方でも単に教室や美術室、音楽室だけではなくて、美術館、劇場などに行って触れる機会を通常の授業などにおいても活用していくことが大事だというようなことがうまく根付いていけば、経済的負担とかいろいろなものはありますけれども、好循環が図られていくのではないかと考えています。

いずれにしても、ちょっと指標につきましては更に我々としてももんでいく必要があると思ひまして、きょうの御議論や、個別にワーキングの先生方には更にいい目標設定があるかどうかは更にお尋ねするなどして、設定していきたいと考えております。

ちょっと飛ばしましたけれども、途中のベストプラクティスについては、既に同じ事例でございすけれども、少し明確化した方がいいというようなことについて、赤字で書き足しております。市全体で時間数を確保した事例とか、障害のある芸術家のパフォーマンスを鑑賞・体験することについては、更にそれだけではなくて、講演活動とかあるいは介助方法のレクチャーとかそういうような様々な要素も含まれていたということで、共生社会の推進にも貢献できたということを記述しております。以上です。

【三木参事官】 文化創造担当の参事官でございます。次に、伝統文化親子教室について御説明をさせていただきます。こちら、子供を中心にしまして伝統文化だけでなく生活文化とか国民娯楽を子供たちに体験する機会を提供する事業でございまして、教室実施型と地域展開型という2つの事業をこれまで進めてきているところでございます。こちらもワーキンググループで議論をしていただきまして、そこでの御指摘を踏まえながら、このフォローアップシートを修正してきたわけでございます。ワーキンググループで頂いた意見を少し見ていただきますと、全体の資料でいいますと18ページ、資料2-3のタグの中で全体の資料61ページ中18ページと出ておるのですけれども、その真ん中辺に伝統文化親子教室事業がございす。

このフォローアップ資料の関係でいいますと、政策の目標として何を指すのかという目標としての書き方に変えることが必要ではないかといったことでもありますとか、測定指標について、やはりこういう子供向けの事業であれば、事業を実施すること自体が重要ではないかといったような……。

(事務局より「資料2-2のワーキングの御意見」との指摘あり)

【三木参事官】 資料2-2のワーキンググループ第2回の3ページ目、全体でいうと61ページ中の18ページ目の伝統文化親子教室事業のところでございます。すいません。

政策目標については何を指すのかという目標としての書き方を考えるべきではないか。測定の指標ですけれども、事業を実施すること自体が重要ではないかということでもありますとか、この事業は、やはり子供にこういう伝統文化を体験していただいて、豊かな人間性かん養するようなことを期待しているわけですけれども、なかなかこういうコミュニケーション能力とか創造性といったような部分は測りにくいというあたりもしっかり留意した方がいいのではないかといた御意見を頂きました。

一方、今後の方向性としては地域展開型を増やしていく必要があるということござ

います。これは行政事業レビューでも話になったのですけれども、どうしても指導者に偏在があつて、やはり子供の時期にこういう伝統文化、身近な生活文化を体験してもらうのが、なるべくなら全国、子供たちに等しい機会を確保できるべきであろうという観点からすれば、指導者がたくさんいらっしゃる場所とそうでない場所の偏在が解消できるように、自治体が音頭を取った地域展開型ということをしかり取り組んでいくべきであろうというのが方向性ではあるのですけれども、一方で自治体の人手不足があるという現状を踏まえながら工夫していく必要があるのではないかと御指摘を頂いているところでございます。

このような御意見を頂きまして、フォローアップのシートでございますけれども、全体の資料でいうと 61 ページ中の 37 ページで、資料 2-3、基本計画のフォローアップシートの丸 1 の子供の芸術教育・体験の充実の中に、伝統文化親子教室のシートがございます。そこで見ていただきますと、達成目標につきましては、伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性をおん養することより、我が国の伝統文化等の鑑賞から継承まで幅広い担い手を育むとしてございます。

それから達成指標につきましては、非常に満足度調査自体がどうしてもプラスに出る傾向があつて難しいと。しかり高い数字に満足するだけではいけないという御意見もこの場でも頂いたところでございますけれども、そういう意味で、子供だけではなくて大人とか指導者とか、多面的な、いろいろなこれに参加したり関わったりした方々について聞いていくことをしたいと思いますし、指導者自身については、やはり保護者や子供たちの感想みたいなものを指導者にフィードバックして、また次年度以降への改善につなげていっていただきたいと思っております。

それから、こういう終わった後の感想といひますか回答だけではなくて、中長期的に見るという観点からいひますと、この測定目標で黒丸が 4 つあると思ひますけれども、一番下の、1 年間に伝統文化等に関する活動等をした人の割合というものは、上 3 つとは異なりまして、また別途の世論調査等で国民としてかなり中長期的に見ることになっていきますけれども、こういう事業を体験した子供たちが大人になって伝統文化や様々な文化を愛好して、鑑賞したり参加したことを把握する一つの方法として、世論調査等を活用しながらその割合を見ていくことをしていきたいと思っております。

このシートでいひますと、あとは地域展開型が特にそうですけれども、グッドプラクティスもはつきり分かるように書いて、これを我々はしかり発信していきながら、地域展開型、つまり自治体が主導で面的にこの親子教室をやることを増やしていきたいと思ひまして、このグッドプラクティス、特に 3 つ目の一番下ですけれども、どういうところがグッドプラクティスなのかが分かりやすいように少し修正をしております。これは徳島のつるぎ町のものですけれども、評価点としては、行政が主体となり地域の文化を掘り起こして、教室の少ない地域において体験活動の充実を図っているということと、域内の教室実施型の指導者や地域住民としかり連携して、過疎地域における課題にも取り組んでいると

というようなことを書いてございます。

最後にこのシート、全体でいうと47ページ、今後の方向性ですけれども、今申し上げたような中長期的な成果を把握するための設問を追加して、長期的に見ていくようにしていきたいと思います。先ほどから申し上げていますように、地域展開型を拡充したいと思っておりますし、来年度の概算要求もそこを強化するような方向で、今、要求をしておりますし、財政当局にも説明をしているということでございます。

あとは、活動自体をしっかりやることが重要だという部分につきましては、活動指標があって、教室数を毎年把握しておりますので、こういったあたりでしっかりとるべく多くの子供が体験できるようなことになっているかというものをしっかりと追っていきたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。それでは委員の皆様方の、いずれの坪田参事官、三木参事官が説明してくださったことへの御意見、質問等がありましたら、よろしくお願いたします。

【石田委員】 お二方ありがとうございます。長くなったら申し訳ないのですが、幾つか申し上げたいと思います。

まず、子供の芸術教育・体験の充実の文化芸術による子供育成総合事業についてです。これは実は捉え方を我々、もう一度整理しなければいけない部分ではないかと思っております。文化庁に芸術教育が移管されてきています。それが昨年度でしたでしょうか。それを踏まえてもろもろ考えますに、学習指導要領に基づく学校教育、それから我々ふだんお付き合いしている芸術団体、劇場、音楽堂、そういったところで行われている芸術創造、それに派生して行われている芸術教育ですね、その双方が1つのプラットフォームにある状況になり得るわけです。なりつつあると思っております。その双方をどうマネジメントしていくのかということが、今、問われている、そういう時期にあるのだと思います。そのマネジメントの役割、行政としての担い手が文化庁であると私は認識しております。

そうした中で、様々な施策をされようとしているところはよく見えるのですが、やはりそのためには実際にそうした機会をマネジメントする人材が必要ではないでしょうか。その人材をどう捉えていらっしゃるのかということ、一つお聞きしたいです。地域で倶楽部を作り、これにコーディネーターを配置すると書いてあります。このコーディネーターというのが、マネジメントの担い手だとすると、そのマネジメントの担い手の存在をどう把握していらっしゃるのかということをお聞きしたいです。というのが、先ほど三木さんからお話があった伝統文化の方なんですけれども、やはり地域によってその地域の伝統文化の担い手、さらに継承していらっしゃる方々の偏在があるということが、私も大きな課題だと思うんです。その人の力、パワーによってその地域での根付き方が明らかに変わってきているという状況の中で、では芸術文化の担い手として一つ想定されるコーディネーターがどういう状況なのか、今後は非常に重要になってくると感じております。これが質問の1つ目です。

それから、先ほどの話の中で実演芸術の予算措置においても、数値的なアップということも強調して下さって、それは本当に心強いです。ですけれども、これを質のアップにどうつなげていくのか、どう評価していくのかというのはまた大きな問題だと思うんです。博物館に関しましては、先ほど榎本さんから事業のエンジンとなるミュージアムクラスター・ステアリング・コミッティを設置するというお話があったのですけれども、例えば、子供の事業等に関してはいかがでしょうか。審査してその審査された方が評価するというようなことはやられていると思いますが、もうちょっとマネジメント的な発想でその質のアップを第三者で見えていくようなことができるようなことをお考えにならないのかなというのが2つ目の質問です。

それから、伝統文化に関してです。伝統文化、これはあらゆる実演芸術もそうだと思うのですけれども、ファーストインプレッションも非常に大事ですが、実際に楽しめるようにまでになるためには鑑賞の経験値が必要になってくる。能にしても狂言にしても、見た経験の量が、楽しめる量に比例していくような、気がしています。ですから先ほどおっしゃったような「中長期的」というのは非常に重要な視点だと思っています。子供が最初に見て、あ、これは面白かったという「つかみ」があるというのはとても重要だと思うんです。それはオペラでもバレエでもみんな同じなんですけれども、それがどう自分の経験値につながっていくかということフォローするには、非常に時間が掛かるということです。ですから、先ほど芸術大学の学生に調査をされるとおっしゃっていましたが、これがどう出るかというのが私はちょっと分からないですね。期待はしているのですけれども、どんな結果ができるのかなど。この点は質問ではないです。以上です。

**【河島部会長】** ほかに一緒に御質問を受けて、それでまとめて回答なりしていただく方がいいかと思うのですけれども、ほかの委員の方。名越委員。

**【名越委員】** 今、石田委員からありました地域文化倶楽部について、私もひっかかるところがありまして。これ、まだイメージが湧かなくて、どういう経路で呼び掛けて倶楽部を作るのかというのが、なかなか、今、私、地方局で勤務しておりますけれども、地方にいてもイメージがちょっと湧かなくて、もともとその地域で文化芸術に頑張っていらっしゃる方というのは、こういった倶楽部に似たようなものは既に作っていらっしゃったりするわけです。そういうものがないところに作るというのが多分今回の目的で、それはそれでとても尊いことだと思うのですけれども、ないところに作るとなると、誰が呼び掛け人となって、どういう形で作り上げていくのかがちょっとイメージが湧かなかったので、そのあたりを教えていただきたいと思いました。

**【河島部会長】** ありがとうございます。小林委員と松田委員、いかがですか。

**【小林委員】** 先ほどの地方自治体の件ですが、抽選に漏れてしまうところは仕方ないと思うのですが、実際例えば手を挙げない自治体は決まっているのでしょうか。というのは、実は私、総務省の外郭の地域創造の方の地域創造大賞の審査員を何年もやっているのですが、やはり手を挙げてこないところがあるのです。そういう県にどうすれば手を挙げてもら

えるのかということについていつも毎回審査のたびに話しているのですけれども、やはりこちらでもそういうところがあるのかということを確認させてください。それだけです。

【河島部会長】 松田委員，どうされますか。

【松田委員】 名越委員と同じ質問です。

【河島部会長】 そうですか。分かりました。では、ちょっと質問ではないのですけれども、私も申し上げたいことがあります。ワーキンググループのところの話をまとめていただいたのをもう一回見ていたのですけれども、格差を埋めることが大事で、その目標も大事なのではないかという話が結構ありまして、誰もが参加できる、この2つ両方とも、文化芸術による子供育成総合も伝統文化の方も、今の段階ではやること自体も結構大事というような認識が以前から委員の間ではあったと思うんです。それで、結果として最終的にすごく二十になったときには芸術鑑賞もする人になっているとか、芸術家を目指すようになるとか、心が豊かになるというのも、もちろん大きな目標としてはあると思いますし、そういうことも大事なのですけれども、それは別の調査として本格的にやるべきことであって、政策の指標として調査してどういう結果が出るのか、もしすごくいい数字が出ても、逆に変な数字が出ても困るというか、その因果関係もつかみにくいのですし、ちょっと文化庁の調査研究機能を今後強化していきたいという話もあると思うのですけれども、そういうところでじっくりと腰を据えてやってもらった方がよくて、政策評価というところに余り何でも持ち込まない方がいいのかなと気も逆にするんですね。大変意欲的なお考えをお持ちだし、やってみるのは構わないと思うのですけれども、一旦入れてしまって、それで大丈夫かなと。先ほど石田委員は期待しているとおっしゃいましたけれども。

【石田委員】 誘因性があるかもしれないというくらいの意味です。期待していると言っても実はいろいろな意味で申し上げます。

【河島部会長】 まあ、そうですね。子供のときのあれがつまらなかったから嫌いになったみたいな話がぼろぼろ出てくるかもしれないし、でもそれが二十のときにはそうでも、実は30、40になったときに、ああ、あれがあったから自分は今、そっちにずっと入れるんだというようなこともあって、結構複雑なメカニズムだと思うんです。すごく、どうかすると学術的に総合的な研究が必要な分野のテーマでして、政策評価になじむのかなというのが私、きょう、話を伺っていて懸念として持つようになりました。ちょっと水を差すようだったら申し訳ないのですけれども。ちょっとここで今までのことをまとめて、坪田参事官と三木参事官からお願いいたします。

【坪田参事官】 はい。4点か5点あったと思いますけれども、最初、地域文化クラブについて。これについては、一つのこれを目指す動機は学校の教員の働き方改革で、部活動の負担、ほとんどボランティアにやられているというようなことで、教員の時間もそうだけれども、家庭やいろいろなものに負担が強いられているという、また個人が勉強する時間すらないということもあるということなので、部活についてはもっと緩やかな部活、今、部活動のガイドラインを昨年12月に定めて、平日1日、土日はどちらかを休みにしてやってく

ださいと。長期休業中も休みをきちんとそのペース以上に取ってくださいというようなことで、それをしっかりと今、守っていただいてフォローアップもしてほしいということで、初中局やスポーツ庁と一緒に今やっているところなんですけれども。その上でも、やはり部活動については放課後のエクストラな時間になっているということは間違いないので、様々な改革がその他にも進められていますけれども、この部活動問題についてはやはり大きく手を着けていかななくてはいけないというのが運動部も文化部も今、共通の認識で、共同歩調で進めています。

その中で、そうはいったって部活動というのは非常に低廉な価格で子供たちに多様な活動、文化部活動、スポーツ活動も与えている非常に重要なものであると。ですから受皿がないと、全ての活動を単にやめるだけになってしまうのではないかと、個人のいろいろな教室に通えるような経済力のある家庭だけが活動できてしまうのではないかと、という御議論の中で我々は受皿を作らなければいけないというときに、やはり集団、規模のメリットということで低廉化を図ったり、また地域のボランティアの方々、教え手に協力いただくことによって、価格も実費プラスアルファで抑えられるのではないかと。

しかしそうはいっても、それを誰がやるのかということで、やはりコーディネーターが大事になると。コーディネーターが何をやるかということ、教え手を探してくることと学びたい人に対して募集を掛けるという、それをマッチングするような、簡単ですけれども非常に大事な仕事をやっていただくということなので。そのマネジメントをやっていただく方どういう方がいらっしゃるかというのは、非常に地域によってもなかなか人材が得にくい部分はあるかと思えますけれども、そういうような育成も含めた実証実験ができないかなと。だから都市部でありましたら、多分会社を辞めてそういうことが少しお得意な、マッチングがお得意な実業家をやられていた方もいらっしゃるかもしれませんし、いろいろな企業のOBみたいな方々でそういうのをやる。又は、本当に芸術団体に実際に関わっていてやられる方、あるいは芸術大学にお勤めの方、様々な方が都市部では得られるので、そういう方々をお願いしてコーディネーターをやっていただく。地域ではどうしても最初のところは多分、元教員の方々であるとか、あるいは自治会などで関わってきて、地域でどのような方々、要するにピアノ教室はこの方がやられているとか、お琴のお師匠さんがあそこにいらっしゃる事が分かるような、そういう方々が多分、最初はやっていただくことになるのかなという気がします、そういう方々も国の方でいろいろな研修を積んでいただいたり、様々な芸術団体とか芸術系大学の方々とネットワークを築いてもらうことによって、幅も広がっていきますし、また新しくそういうことを担える人材が登場してくるのではないかとイメージは持っております。

今、少子化の中で、実際これまで個人でやっていたところも、いろいろなピアノ教室なども実際子供が集まらないという方でどうしていいかという問題がありますので、そういう方々にそういうプラットフォームとしてのこの地域文化倶楽部に入っていただくことで、非常に効率的に子供に対して教えることも可能になってくるのではないかと。ま

た、自分で学んだ方々が教える機会がアウトプットしたいという需要も実際に地域にはあるということなので、そういうことがうまく回していければというのが理想ではあります。

ただ、そううまくいけるかどうかというのは、4つぐらいの大きなタイプ、都市型、地域型、また地域の方が担うタイプとカルチャーセンター等経験のあるところが事業受託をされて担うタイプとか、幾つか類型を分けて、全国十数か所から20か所で4類型でいろいろやってみて、ある意味トライアル・アンド・エラーがあると思いますけれども、そこからいろいろ学ぶべきことを次に活かしてという形でやっていきたいということでもありますので、ある意味、きょうの御指導も非常に有り難く思いますし、いろいろな御助言を今後も頂ければと思っております。

評価の問題、非常に大きな問題があると思っております。我々としても非常に悩みであります。定性的ではなくて定量的ということ、定量的なだけではなくて定性的という、両面が必要だと思っております。数だけではなくて、数字的なものでもやはり質、質はなかなか測りにくいものですが、それをちゃんと測っていくための目利きといいますか、プロデュースとか、そういうことができるようなマネジメント能力を、評価をする方々にも担っていただく、培っていただくことのための仕組みは当然必要だと思っておりますので、それはちょっと引き続き研究していきたいと思っております。

子供事業について、手を挙げない自治体があるのか、実際、都道府県ごと手を挙げないところはないです。それと政令市ごとというのはいないです。実施率の低い都道府県の中には更にほとんど手を挙げないところの空白地が実は、今ちょっとデータはありませんけれども、恐らくないとは言いきれません。ただ、ある年は挙げてくるのだけれども、ある年は挙げないとか、そういうところもあると思っております。その原因を聞くと、先ほども言いましたように、それほど明確な理由が実はないことも分かってきました。単に授業時数を確保するためにこのような事業はできないということ。これは全国同じ事情があるはずなのに、その学校、地域だけがそういうことを言われていることについてどうなのかということもありますし、もちろん我々には計り知れない事情がその地域にあるのかもしれないので、余りデータだけを見て、ここに絶対やらせるべきということを上から余りにも言い過ぎるのもあれかと思うのですが。

ただ、この事業の効果的なものと併せて、やはり我々としては全国均等という思いで国が関わっているんだと。でなければ、これはもともと都道府県お任せでいいはずなのに、国がこういう事業で関わってやっているということは、やはり全ての都道府県で満遍なくやっていただきたいという思いがあるわけなので、それをもっと再三にわたってコミュニケーションを取りながら伝えていくしかないのかなと。我々、実際この夏、実は物すごい作業をしまして、幾つかの県で本当にやっていない学校の特定作業までしたのですけれども、ではそれをこの依頼文の後ろに付けて、ここというやり方が本当にいいのかという議論をして、それはちょっと待とうと。もう少しコミュニケーションをして、事情を聞いた上で、まず依頼とかお気持ちをちゃんと学校まで伝えてもらうことを今年度はやっていこうという

ことにしましたので、そういうこともちょっと悩みながら今後も考えていきたいと思いません。

ちょっと足りてないかもしれませんが、私からは以上です。

【三木参事官】 続きまして、伝統文化親子教室でもやはり地域の差を埋めていくことが必要だと思いますので、今年度は11ですけれども、地域展開型をしっかりと増やしていく、実際そこがどういうふうになっているかという実施状況をしっかりと丁寧に見ていこうと思っています。

やはり、そのときに一つちょっと可能性というか、こういう切り口もあるのではないかと考え始めていますのは、伝統文化でいいますと地域で和太鼓とかおはやしとか、そういうものは今まで地域それぞれで、そちらも高齢化とかいろいろな課題はあるのですけれども、それぞれがいわばボランティア的にやられてきている部分があると思うんです。伝統文化親子教室は国費を投入してやるわけですけれども、そういうところとうまく連携するというようなことをしていけば、それぞれの持たれている課題を国のこの事業で応援できる部分があって、そういうことは多分自治体の方々も無形の文化財になっている・なっていないにかかわらず、やはり文化による地域振興の観点からも非常に問題意識を持たれているはずですので、そういったそれぞれの地域で残っているようなところとの連携みたいなものも考えながら、そういうことを取っ掛かりにしていけば、全くないところに地域展開型を植え付けるというよりは、そういうところとしっかり連携していくことによって、広がりができてるのではないかと考えております。

先ほどの調査研究機能は京都で正にやっけていこうということですので、一ついい御示唆を頂いたということで、また実務的にどういうことができるかどうかというものも考えていきたいと思っています。

【河島部会長】 分かりました。それでは全体を通じて委員の皆様から御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。また、ワーキンググループで個別に議論したいテーマについても御意見があればお願いいたします。

その他という部分ですので、1と2の議題に限らず、全体ということで。申し訳ありません。はい、どうぞ。

【小林委員】 先ほど政策評価の中の文化資源の活用の部分についてはどうなるか分からない、今やっている最中だからということがあったかと思えます。この間、この一月ぐらい、文化庁がこれほどまでに世の中を騒がせたことがあったらどうかということは、この場では私はやはり文化政策部会の臨時委員としては一言申し上げたいと思えます、よろしいでしょうか。

実は4枚にもわたって書いてきたのですが、これは長過ぎますので、1枚ちょっとでまとめて話をします。あいちトリエンナーレに対する補助金について、既に採択通知が出されていたにもかかわらず交付決定を中止した件について、全額不交付に至った問題についてです。私は今回の全額不交付の決定に関して、やはりあってはならないことだと考えています。

ので、是非、この部会でフォーマルなのかインフォーマルなの、どちらの形式でも結構ですので議論をしていただきたいと思います。

この問題の様々なところへの影響については一つ一つ挙げることは時間の都合上差し控えますし、様々な方々や団体が声明や要望書等を出しているところに示されている点を繰り返す必要がないと私は思っています。私も大学で教員有志とともに出しました。各所への影響の全ての責任が文化庁の不交付決定にあるとは思っていませんが、その一つであることは間違いのないと思っています。

なぜこのような発言をするかという、私は文化政策や文化行政を研究しています。文化政策の研究というのは、文化の発展を促進したり阻害したりする政策を含むと考えているわけですが、戦後の文化政策が基本は前者を目的に行われていることを信じた上で、私も文化審議会の文化政策部会の臨時委員をお引受けしているということになります。その立場からすると、今回の不交付の決定については、文化領域の補助金という性質上、そして文化行政の運営という点で不適切な決定だったのではないかと考えています。既に行政庁が決定したことを、しかるべき手続もなく取り消すことはないと思いますので、補助金の名宛て人については是非しかるべき場所でこの問題を取り上げてほしいとは思っています。

私が不適切だと思ったのは、今回の一連の文化庁内での文化行政上の手続が、行政手続法的に適正だったかという点です。一旦交付通知を行ったにもかかわらず、全額不交付ということになった理由が、そもそも全額を不交付にするに足る理由であったかという点です。これは不利益処分当たると考えているのですが、行政手続法には、不利益処分を行う場合には処分基準を定めて、かつこれを公にしておくよう努めなければならない、まあ、努めなければならないですから努力義務ですけれども、とか、その処分基準を定めるに当たっては不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないとあります。この具体性もさることながら、その内容とその全額となったところに合理性があるのかという点が非常に私は気になっています。

正直、皆さん、非常に熱心に文化政策のために尽くしていただいて、予算も獲得していただいて、頑張っていたというの、文化庁の職員の皆さんの優秀さと努力に感謝しているところですが、その皆さんのような公正性を重視する行政の職員が行ったとはちょっと思えない。そもそも全額不交付が何か前提であったかのように見えてしまいます。

なぜそのような行為をしてしまったのかという部分については、多分心理学的な領域かもしれないので、それは専門家に任せるとして、処分基準とかあるいは文化芸術活動を促す補助金における不正とは何かということを曖昧にせずに、できるだけ明確にしておく必要があるのではないかと私は考えています。そういうことを議論する場として、文化政策部会でなければどこなのでしょうかと感じる感じがしますので、お考えいただきたいということです。

それと、今回の不交付の決定によって約 8,000 万だったと思うのですが、その扱

いはどうなるのでしょうか。これは国庫へ返還ということになるのですか。これは質問になります。

行政庁として予算を計画どおりに使えなかったということの意味をどういうふうに捉えたらいいのかということも実は気になっていて、様々な人たちからの信頼を失っていることの中でも、現在、来年度の予算とか税制改革において、財務省と折衝しているという話がありました。例えば財務省と話をしているときに、8,000万は財務省からすると予算全体からすれば微々たるものかなと思うのですけれども、文化庁はこの予算を獲得するまでにどれほど時間を掛けて努力をしてきたかということ、やはり考えてしまいます。文化庁の予算が伸びない中で、一生懸命みんな、文化庁予算を伸ばしていこうということ、職員も含めて文化政策担当者も芸術団体も含めて熱心にやはり一丸となってやってきたようなところがあると思います。確定した予算を計画どおりに使えなかったという事例は今後の予算獲得のハードルを上げてしまうのではないかと、私は心配しています。そんなことを心配する必要はないのであれば、全然問題ありません。

これは深読み的に考えてしまうと、文化行政の後退というか、何かちょっと大げさになってしまいますけれども、文化庁に省益というのがあるのか知りませんが、それが失われたということになるというほどの大きなことなのではないかとすら、私は思っています。

その意味からも、今回のような決定は今後やはりあってはならなかったのではないかと。一定の理由があったとして、交付について一部不交付を行えないというようなことがあったとしても、全額不交付決定を行わないようにする努力とか、そういう手続とか仕組みとか基準がやはり考えられていかなければいけないのではないかと。つまり、どういうふうにこの文化政策を実際に文化行政的に運営していくかというところの部分も、先ほども河島先生の調査のやり方の話なども含めて、どういうやり方が適切なのかというのをやはり話すところがあってもいいのではないかと思います。飽くまで要望です。

【河島部会長】 ありがとうございます。ほかの委員の方、松田委員、どうぞ。

【松田委員】 この文化政策部会において、あいちトリエンナーレの補助金の取扱いに一切触れないというのはやはり不自然だと思いましたが、私からも短めに発言させていただきます。

9月26日に文化庁として補助金の不交付という決定をされ、そのときの理由も文書で公表されました。その後、私は文化庁の方よりどのような経緯でこの決定になったのかということも、この取扱いの説明と併せてお聞きする機会がありました。そのときに正直に感じましたのは、やはり文化庁の優秀な方々は、手続き上の不備に基づく不交付の説明をロジカルにされるな、行政的に説得力のある説明をされるな、ということです。

全額不交付ということに対して賛否があるということは全員が承知していることだと思います。この決定は当然という方々もいれば、けしからんと仰る方々もいます。

私が注目するのは、実際に芸術を創っていらっしゃる方々、芸術をキュレーションしている方々、芸術をプロデュースされている方々の声です。このグループだけに関して言えば、

文化庁の不交付決定をよくやったという人はいないという実感を覚えております。これは文化庁の皆様もよく感じていらっしゃるのだと思います。不満を表明するか、「納得していない」と言うか、あるいは何も発言しないか、のような差はありますが、文化庁よくやったという声は、残念ながら私の耳には入ってきません。

その納得していない理由は何かという、やはりこの先、芸術を創っていく際につい萎縮してしまう、政治的メッセージを込めた芸術活動をするとお金をもらえなくなると考えてしまうということなのだと思います。芸術を創る方々は、今回の不交付決定がこうした方向性を示してしまったのではないかと、このことを気にされて、納得していない方が多いのかと感じております。

仮にこの不交付決定の際に、展示の内容としては問題なかったが、手続上問題があったから不交付にするのだ、というようなことが書かれていれば、まだよかったと思います。すなわち、展示には問題なかったと明記してくれたのだから、表現の自由は守られたのだと、今、不満を表明している方も考えられたかもしれません。しかし、単に手続きに不備があったと文書で説明されたために不満が残ったと推測しております。それは行政的には説得力のある説明ですが、芸術を創る方々にとってはやはり納得できない説明でしょう。そして一度このような構造になってしまいますと、文化庁が手続きの不備を行政的な立場から説得力をもって説明すればするほど、芸術を創り手は、本当は何かを隠しているのではないかと、ますます不信感を抱いてしまったのだらうと感じております。構造的に非常にまずいことになってしまったと思います。

このようなことだけを言うのでは前向きではありませんので、何か前向きなことを言おうと考えてこの場に参りました。表現の自由が大事だということは、宮田長官もはっきりとおっしゃって下さいました。文化庁の皆様もきっとそのように考えていらっしゃると思うのですが、やはり言うだけでは足りなくて、何らかの具体的なアクションを伴うべきだと私は思います。それは、場合によっては、小林委員がおっしゃったように、文化政策部会として今回の決定に至るまでの経緯の検証を行うということなのかもしれません。あるいは、表現の自由に対して文化庁としてステートメントを出すというのも良いと思います。現代アートには体制や政治に対する批評や皮肉を含める側面もあり、このことを取り除いて現代アートを振興することはそもそも不可能です。国としてはアートを振興したいと言っているわけですから、その中で現代アートをどのように位置付けるのか、本当に本気でアートを振興するのであれば、何らかの意思表示があつてよいと思いました。

それから、文化政策の話の中ではよく出てくることですが、補助金を出す際に、よりアームズ・レンダリングのかたちを採用する、すなわち国が直接判断するのではなく、距離を置いた芸文振のようなアーツカウンシルに補助金交付の可否を委ねるというような方向に、このことを契機に進んでほしいと思いました。今回のピンチを逆転させて、少しでも前に進む、面白いことにつながってほしいと、私はそのように感じております。以上コメントでした。

**【河島部会長】** ありがとうございます。では、予定時刻を過ぎているので、まだ数分、

皆さん、お時間を頂いてよろしいですか。では石田委員，どうぞ。

【石田委員】 現代アートと社会に関する関わりをおっしゃいましたけれども，例えば現代舞台芸術をやるということの意味について言えば，それが全てだと私は思っています。つまり，なぜ，400年前のものを今やるのか，能にしてもオペラにしても，それは現代的な意義を社会に問い掛けるために我々は展開していくのであって，その意義を認めてやっているわけです。

いろいろな考え方があると思います。この場でこの議論をするというのはやはり避けて通れないし，避けてはいけないと思っている人間の一人です。今回のことで，何が見えたかということなんです。実に多様な方々がこの件を契機にいろいろな考えを，意識を述べている，表明しているのは，あるべき姿だと思っています。そこで生まれてしまった溝，それから人と人との心の間にある亀裂，それはもう埋めることはもしかするとできないかもしれない。でもそれは傷ではないんです。我々にとって次に進むためのステップと考えるべきだと私は思っています。ですから，やはりいろいろな意識，認識を持っている人たちがきちんと話をする機会が芸術側にも，それから行政側にも必要だと思っています。そういった共通の場の設定を私も願っております。以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。特によろしいですか。この話，やはりきょうは避けられないと思っていたのですけれども，3人の委員の皆様のお意見と，あと文化庁の方からきょうもいらっしゃっていない方々に個別に説明には行っていただいて，そのときにどうい話を聞いたかということ，概要だけは伺っているのですけれども。今，お二人，特に松田先生と小林委員のお話を伺って，私からもお願いなのですが，やはり萎縮効果が生じてしまうことは，しまったことは本当に事実であると思うんです。文化庁としてこの決定を取り消すことはないのだと，もうそれは承知していますが，だとしたら，手続論なんですというところの一点張りではなくて，今後どのように，一部に生じている，あるいは文化業界にすごく広がっている文化庁への不信感であるとか萎縮効果といったものを消すために，自分たちとしてはこうやって文化に応援していくんです，表現の自由に対してはこういう態度で真摯に取り組むんですということ，ステートメントとおっしゃっていましたけれども，そういう形で示していく必要は今まで以上にあると思うんです。普通に今までと同じように粛々と補助金を出しますとか何とかやっているだけでは駄目ではないかと思っていてまして，何かそういったアクションが今必要とされているということを感じていてまして，その点は一つお願いします。

それから，小林委員がおっしゃっていたこととも呼応すると思うのですが，補助金の出し方の在り方，それから事前に何をどこまで求めるのかといった基準の問題ですとか，あるいはそもそも文化庁がじかでやるのではなくて，もう少しアームズレングスの形でやっていくのかといった，少し抽象的な議論というか，大きな枠を広げたところでの議論の場というのがやはり欲しいなと思っておまして，文化政策部会がその場であるべきなのか，あるいはスピノフのようなちょっと違ったグループを作って，そこには違った有識者の方々に

も入っていただいて、もう少し議論の場を広げていくこともあってもよいのではないかと  
思っておりまして、それも是非御検討いただきたいというのが部会長としての私からの  
お願いです。どなたかもしお答え等頂けるのであれば、よろしく願いいたします。

【三木参事官】 すいません。全てにお答えできませんけれども、現状を申しますと、今、  
愛知のトリエンナーレに関しましては不服の申出書を頂いておりますので、今、その内容  
を確認しているということでございます。

それから、先ほど松田委員からもお話がありましたように、今回、我々が決定をした理由  
は報道発表等でお示ししているとおりでございますけれども、そこには書いてはございま  
せんけれども、展示物の表現内容を評価したものではないということは国会等でも御説明  
しておりますけれども、そういうところはしっかり御理解いただけるように、萎縮というよ  
うな言葉も頂きましたけれども、その点については御理解いただけるような説明を我々、努  
力はしていく必要があるかなと思っております。以上でございます。

【河島部会長】 それでは何か議論の場ということについては、ちょっと時間を掛けて担  
当事務局と、もしよろしければ私も相談させていただいて、何らかの形でできれば実現した  
いということを最後にお願として申し上げたいと思います。

それでは、皆さん、活発な議論をありがとうございました。また、時間を過ぎまして申し  
訳ありませんでした。次回以降も是非よろしく願いいたします。最後に事務局から連絡事  
項をお知らせいただき、閉会といたします。

【大橋政策課課長補佐】 本日はありがとうございました。今後の日程につきましてはまた  
追って御連絡いたします。きょうはありがとうございました。

すいません、1点。日本博のパンフレットについて御説明をさせていただいてもよろしい  
でしょうか。

【坪田参事官】 はい、時間も過ぎておりますので御説明の時間までではないですが、この  
白い、そして日本博のロゴの入ったパンフと、この黒い火焰（かえん）土器のパンフがござ  
います。この火炎土器の方は日本語だけではなくて英語の対訳も付けておりまして、これま  
で、この秋にもラグビーの関係の方々から海外から来られたときにもこれをお配りするなど、  
海外発信のまずは足掛かりとして作ったものでございます。白い方はスケジュールとか主  
なプロジェクトについても写真入りで紹介しておりまして、今後開催する、また今開催中  
のものも含まれておりますので、一つのカatalogとして御活用いただけるものではないかと  
思っておりますので、御参考までに。また、いろいろと日本博についても御指導、御助言  
いただければ有り難いと思っております。以上です。

【河島部会長】 それでは閉会ということで、どうもありがとうございました。

※会議終了後、小林委員からの不交付決定による補助金の取扱に関する質問について、河  
島部会長より事務局から回答するよう指示があった。

